

## 売買取引条件

東一川崎中央青果株式会社

川崎市中央卸売市場業務条例第42条の規定により、以下のとおり売買取引条件等を公表いたします。

### 1. 営業日・営業時間

営業日 市場が定める営業日といたします。  
(当社ホームページ「営業案内」のカレンダーをご覧ください。)

営業時間 6時30分から14時30分

荷受時間 14時から5時

### 2. 取扱品目

野菜、果実及びこれらの加工品

### 3. 生鮮食料品等の引渡しの方法

出荷者に対しては受託契約約款もしくは当事者間の個別契約、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものとします。

### 4. 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

出荷者に対しては受託契約約款もしくは当事者間の個別契約、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものとします。

### 5. 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

出荷者に対しては受託契約約款もしくは当事者間の個別契約、買受人に対しては当事者間の個別契約によるものとします。

### 6. 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額

|         |  |
|---------|--|
| 種類      | 出荷奨励金                                      |
| 内容及びその額 | 野菜 受託取扱高の1000分の17以内<br>果実 受託取扱高の1000分の10以内 |
| 種類      | 完納奨励金                                      |
| 内容及びその額 | 当事者間の個別契約によるものとします。                        |